安全報告書

2025年度

西鉄バス佐賀株式会社

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

弊社におきましては、「最も優先されるのはお客様の安全である」を肝に銘じて輸送の安全に関して以下の取り組みを行っています。

西鉄グループ安全に関する基本方針

私たちは、西鉄グループ企業理念において「安全の確保」を第一の使命としています。私たち一人ひとりが、自らの責任と役割を自覚し、お客様からの信頼に応え、社会的責務を果たしてまいります。

(1)安全を何より最優先する組織・風土の構築
(2)安全マネジメント体制の確立と継続的改善
(3)安全を支える従業員の能力向上と健康の確保
(4)お客様の安全を第一に考えた商品・サービスの提供
(5)お客様との安全に関するコミュニケーションの推進
(6)基本方針に基づく施策の確実な実施と法令の遵守

以上の方針に基づき、「安全の確保」に向けた不断の努力を重ねてまいります。

2. 2024年度　輸送の安全に関する目標および達成状況

2-1　輸送の安全に関する目標

2024年度の輸送の安全に関する目標は下記のとおりです。

(1)有責事故件数の削減

2023年度の事故発生状況を踏まえ、事業所毎に5～20％以上の範囲で削減目標を設定する。
これにより全体として、2024年度削減目標より5％以上を削減目標とする。

(2)バス事業における総合安全プラン2025に基づき、下記項目を目標に定める。

①有責事故　3件以下
②有責死亡事故　ゼロ
③有責人身事故　1件以下
④有責乗客負傷事故　ゼロ　貸切はゼロ
⑤飲酒運転による運行　ゼロ
⑥重大有責事故　ゼロ
⑦横断歩道上の歩行者との有責事故　ゼロ
⑧乗務中の携帯電話に関する不祥事　ゼロ

（①,⑦,⑧については西鉄バスグループ独自目標）

2-2　目標の達成状況

2024年度の輸送の安全に関する目標の達成状況は下記のとおりです。※西日本鉄道㈱管理受託路線含む

目標	達成状況
1. 有責事故の削減　3件以下	3件　（前年度比　±0件　達成）
2. 有責死亡事故　ゼロ	0件　（前年度比　±0件　達成）
3. 有責人身事故　1件以下	0件　（前年度比　＋0件　達成）
4. 有責乗客負傷事故　ゼロ　貸切はゼロ	0件　（前年度比　▲1件　達成）
5. 飲酒運転による運行　ゼロ	0件　（前年度比　±0件　達成）
6. 重大有責事故　ゼロ	0件　（前年度比　▲1件　達成）
7. 横断歩道上の歩行者との有責事故　ゼロ	0件　（前年度比　±0件　達成）
8. 乗務中の携帯電話に関する不祥事　ゼロ	0件　（前年度比　±0件　達成）

3. 2024年度　事故に関する統計

事故件数（2023年度）

事故種別	件 数
車両人身事故	0件（前年度比　±0件）
乗客負傷事故	0件（前年度比　▲1件）
合　計	0件（前年度比　▲1件）

※上記は自動車事故報告規則第2条に基づく重大事故件数です。（弊社に責任のない事故件数を含む）

4. 2024年度　輸送の安全のために講じた措置

4-1　輸送の安全に関する重点施策とその取組み状況

2024年度は下記の輸送の安全に関する重点施策を下記のとおりとし、取組みを行いました。

(1)安全体質の底上げ

①確実な確認 ⇒ 正しい判断 ⇒ 基本通りの操作の遵守

・交差点右左折時は横断歩道手前で一旦停車、指差での「探し出す」確認の実行

②遅延による先急ぎの心理を抑える、3秒ルール(高速道路は4秒)の徹底

・ドライブレコーダーを活用し「基本操作、安全確認、車間距離の保持ができているか」を確認・指導

③災害への平時の備え及びルールに基づいた対応の遵守

・各事業所にてハザードマップを作成・掲示

・異常があればすぐに停車して連絡を入れるよう運行指示

・バスジャック訓練への参加

(2)完全輸送運動の積極的展開

①事業所毎にテーマを設定した、グループ討議の実施

・外部講師による幹事(乗務員)研修への参加

・ドライブレコーダーの映像を活用した事故討議

・ご意見箱(要望や進言等の投書)の活用

②ヒヤリハット・事故の芽情報の収集・共有化・活用及びヒヤリハットマップの作成掲示(写真1)

③改善提案の推進

④乗務員の働きがいと誇りを醸成する取組「まんがポスターの作成」(写真2)

⑤実感訓練に特化した屋外での常会を実施

(3)事業所の特性に基づいた管理者による継続的な指導・教育・改善確認

①事故分析結果を活かした指導・教育

・通信型ドライブレコーダーのリアルタイム映像を活用した指導・教育(写真3)

・西鉄バスグループ内における重大事故映像等の迅速な情報共有

・安全フォローアップ者(事故惹起者・接遇不良者)への継続的指導・教育

②個人特性に着目した指導・教育・点呼・コミュニケーションの推進

・適性診断結果を活用した継続的な乗務員指導

・モニターを活用し、状況がわかりやすい点呼の実施

③運行管理者の力量向上の推進

・運行管理者力量向上計画表の作成および計画の実施

(4)乗務員の健康に起因する事故の防止

①運行中に発症した際の安全確保についての指導・教育

【乗務員】決して無理をせず「まずは安全な場所への停車」を指導・教育

【管理者】運行の継続ではなく、安全を最優先に行動させる対応の指導・教育

②乗務前確認事項を活用した点呼時の健康状態及び前日の睡眠状況の確認

③平時の疾病(リスク)の把握、管理

④歩こう会等実施による健康促進に関する取組みの推進

⑤43 才に達した高速バスの乗務員を対象に脳 MRI/MRA 検査を実施

・2次検診者への早期受診の促進及び受診経過の確認

(写真1)

(写真2)

(写真3)

4-2　経営トップ・安全統括管理者によるコミュニケーション向上を目的とした職場巡回

毎月1日と17日を職場巡回の日と定め、職場の従業員と対話をすることでコミュニケーションの向上と安全意識の浸透に努めています。

5. 2024年度　輸送の安全委関する教育および研修の実施

5-1　乗務員教育

1　バス研修センターでの教育および研修

研修カリキュラムを策定し、計画的に教育・研修を実施しています。

①乗務員教育の年間計画を作成し、新人運転士研修や高速・貸切バス運転士研修等を実施しています。

※新人運転士研修の研修期間（32 日間）

②入社して6ヶ月、1～5年目の研修は毎年、または入社後は3年に一度の適性診断および運行前の車両点検・車両特性・車内動揺体験を実施。車庫入れ・狭路・S字走行訓練等の基本操作・基本走行の再徹底を行っています。更に保健師によるストレスチェックシートを用いたストレス対処法講座を加え、乗務員の心の健康に役立つようにしています。

③ 貸切初任運転者研修は、以下の工程で大型高速車両の実技指導（計 20 時間：乗務時間）を指導歴約 3 年以上の指導員が添乗して実施しています。

【1 日目】

車両特性の習得のほか、構内においてカーブ走行、車庫入れ、踏切・交差点の通過要領、坂道発進と停車、交差点右左折要領、異常事態発生時の対応（事故発生時、車両故障時、車両火災発生時、安全性向上を図る装置の取り扱い）、日常点検要領の指導を行います。

≪構内基本走行について≫

・安全運行とお客様の安全と安心の最優先の徹底

・安全運行とお客様の安全と安心の最優先の徹底

・正しい運転姿勢・運転癖の矯正（正しい運転姿勢の徹底）

・明瞭で解りやすく優しい接客と案内 □

・2 回切り返し車庫入徹底訓練（オーバーハングエリアの確認）

・乗務中携帯電話等の操作禁止と正しい取扱い方

・眠気が生じた場合の対応と処置についての実技訓練

【2～4 日目】

一般道（山間部や狭隘路、高速道など）において、法定速度規制速度の遵守、車間距離の確保、『確認』・『判断』・『操作』の遵守、指差呼称、左右アンダーミラーの活用、シフトダウンの要領、エンジンブレーキの使い方、進路変更、トンネル内の走行などを指導します。これに加えて、居眠り運転事故防止実感訓練、健康に起因する事故防止の取組、異常時事態発生時の対応訓練（バスジャック・指定外運行発生時など）消火栓の取り扱いなどの指導も行います。

④ 事故惹起者については、惹起した事故の内容に合わせ、2日間事故惹起者研修、もしくは7日間事故惹起者研修を実施しております。また再発防止に向けた取り組みとして新たにフォローアップ特別研修を設け事故惹起者研修後に3ヶ月・6ヵ月・12ヶ月とフォローアップ特別研修を行い、事故惹起者の事故再発防止に取り組んでいます。

2　営業所での教育および研修

イエローストップ・交差点右左折時の一旦停車・3秒ルール（高速道路は4秒）等の会社指示を決められた通りに実践しているかを確認するため、ドライブレコーダー映像によるチェックおよび街頭指導の強化を図るとともに、ドライブレコーダー映像を活用した事故の討議や、個人の特性に応じた指導を実施しています。

また、毎月「飲酒運転撲滅運動・3S運動・携帯電話取扱い確認・体調管理」強調日を制定し継続した指導の実践をしています。

5-2　管理者教育

管理者の指導力・対応力等の向上を図るため、会議および研修会等を実施し、管理者のレベルアップを図っています。

① 事故・飲酒運転防止対策会議
② G6社・部長支社長会議
③ 外部講師を招聘した管理者力量向上研修（佐賀・久留米・大牟田　3社合同）

5-3　合同研修会等の実施

運行管理者・乗務員が一体的に安全性向上に取り組むため、西鉄バスグループで開催される研修会等に参加しています。

① 福岡県警察より講師を招聘した事故防止・飲酒運転防止研修会
② 西鉄グループ安全推進大会
③ 西鉄グループ完全輸送運動推進大会
④ 西鉄バスグループバスジャック等緊急事態対応訓練

その他、必要に応じ、適宜実施することで安全意識の向上を図ってまいります。

5-4　交通安全啓発運動の実施

地域と連携した交通安全運動や各種の交通安全啓発活動を実施しています。

1　交通安全運動

① 春・夏・秋の交通安全運動
② 春・夏・秋・年末の交通安全県民運動
③ 国土交通省九州運輸支局による年末年始の輸送等に関する安全総点検
④ バス年末年始無事故運動
⑤ 飲酒運転撲滅キャンペーン

2　地域と連携した交通安全啓発活動

① 地域の保育園・幼稚園・小学校と連携し、バスの乗り方教室やバリやフリー教室を開催し、園児・児童の交通安全への意識を高める。

6. 内部監査の結果ならびに講じた措置

2024年度においては、「安全の確保」を第一の使命とする基本方針に基づいて、安全管理体制が効果的・適切に機能しているか等、安全監査実施規程に基づき安全統括管理者を対象に内部監査を実施しました。尚、監査において指摘された不適合内容はありませんでした。

7. 2025年度　輸送の安全に関する目標および重点施策

7-1　2025年度　　輸送の安全に関する目標

2025年度の輸送の安全に関する目標は、バス事業における総合安全プラン2025に基づき、下記項目を目標に定める。

①有責事故　3件以下
②有責死亡事故　ゼロ
③有責人身事故　1件以下
④有責乗客負傷事故　ゼロ　貸切はゼロ
⑤飲酒運転による運行　ゼロ
⑥重大有責事故　ゼロ
⑦横断歩道上の歩行者との有責事故　ゼロ
⑧乗務中の携帯電話に関する不祥事　ゼロ　（①、⑦、⑧については西鉄バスグループ独自目標）

7-2　2025年度　輸送の安全に関する重点施策

2025年度の輸送の安全に関する重点施策は下記のとおりです。

(1)安全体質の底上げ

①確実な確認 ⇒ 正しい判断 ⇒ 基本通りの操作の遵守

②遅延による先急ぎの心理を抑える、3秒ルール(高速道路は4秒)の徹底

③災害への平時の備え及びルールに基づいた対応の遵守

(取組みの例示)

・常会等において各通達及び乗務の手引き、乗務員教則用DVDや災害発生時のドライブレコーダー映像を基に、安全に対する指導・教育を積極的に継続して行うことで、安全体質の底上げを図る。

・異常気象等による災害が予想される時は、事前に可能な限りの情報を積極的に収集し、最新の情報を通信型ドライブレコーダー等で確認の上、的確な指示を行う

(2)完全輸送運動の積極的展開

①事業所毎にテーマを設定した、グループ討議の実施

②ヒヤリハット・事故の芽情報の収集・共有化・活用

③改善提案の推進

④乗務員の働きがいと誇りを醸成する取組み

⑤実感訓練に特化した常会の実施

(取組みの例示)

・事業所毎に、常会年間スケジュールを立案し、自主的な運営内容を明確にすることで、完全輸送運動への参画意識の浸透を図る。

(3)事業所の特性に基づいた管理者による継続的な指導・教育・改善確認

①事故分析結果を活かした指導・教育

②個人特性に着目した指導・教育・点呼・コミュニケーションの促進

③運行管理者の力量向上の推進

(取組みの例示)

・個人別ドライブレコーダーチェックリスト、安全フォローアップ等を活用し、イエローストップおよび交差点右左折時の一旦停車・3秒ルール(高速道路は4秒)の遵守状況を効率的に確認し、未実施者への改善指導を行う。

・運行管理者力量向上計画を半期毎に各自作成し、目標の達成状況を振返り、次期の 計画作成に反映させることでステップアップを図り、力量向上につなげる。

(4)乗務員の健康に起因する事故の防止

①運行中に発症した際の安全確保についての指導・教育

②乗務前確認事項を活用した点呼時の健康状態及び前日の睡眠状況の確認

③平時の疾病(リスク)の把握、管理　(目の健康セルフチェック)

④43 才に達した貸切バスの乗務員を対象に脳 MRI/MRA 検査を実施

⑤歩こう会等実施による健康促進に関する取り組みの推進

(取組みの例示)

・【乗務員】決して無理をせず「まずは安全な場所への停車」を指導・教育

・【管理者】運行の継続ではなく、安全を最優先に行動させる対応の指導・教育

・健康管理台帳を基に乗務員の健康状態を毎月把握

・常会の中で生活習慣病の予防や普段の生活の中で出来る運動量を増やすコツを紹介する事で、健康促進に関する意識の向上を図る。

また弊社では、事故防止の検討・情報の共有化施策として、下記のとおり各種会議体を開催し、輸送の安全に関する情報伝達やコミュニケーションの確保を図ってまいります。

【輸送の安全に関する2024年度の計画】

(1) 年間スケジュール

	西鉄グループ	西鉄バス佐賀　本社	西鉄バス佐賀　鳥栖支社
4月	バス専門部会 事故防止・飲酒運転防止研修会		
5月			
6月	西鉄安全統括管理者による全事業所職場巡回 西鉄バスグループ完全輸送運動大会		
7月	事故防止・飲酒運転防止研修会 西鉄バスグループ安全推進大会 西鉄グループバスジャック対応訓練		
8月	西鉄グループ飲酒運転撲滅大会		
9月	事故防止・飲酒運転防止研修会		
10月	バス専門部会 西鉄安全統括管理者による全事業所職場巡回		
11月	ドライバーズコンテスト 西鉄グループ安全推進大会 事故防止・飲酒運転防止研修会		
12月			
1月	西鉄グループ代表の職場巡視 安全祈願・西鉄自動車事業本部全体役付会議		
2月	事故防止・飲酒運転防止研修会		
3月			

(2) 恒常的な1ヵ月のスケジュール

	西鉄グループ	西鉄バス佐賀　本社	西鉄バス佐賀　鳥栖支社
上旬	飲酒運転撲滅強調の日・完全輸送運動強調の日巡回（１日）		
中旬	グループ６社 部長・支社長会議 安全の日巡回（１７日）		
下旬	勤務担当者会議 グループ６社 事故防止飲酒運転防止対策研究会	安全管理委員会 幹部会 幹事会 常会	幹部会 幹事会 常会

上記の他、3が付く日は「3S運動強調日」、4が付く日は「携帯電話取扱い確認強調日」に制定しております。

8. 輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制

8-1　西鉄バスグループにおける安全マネジメント体制

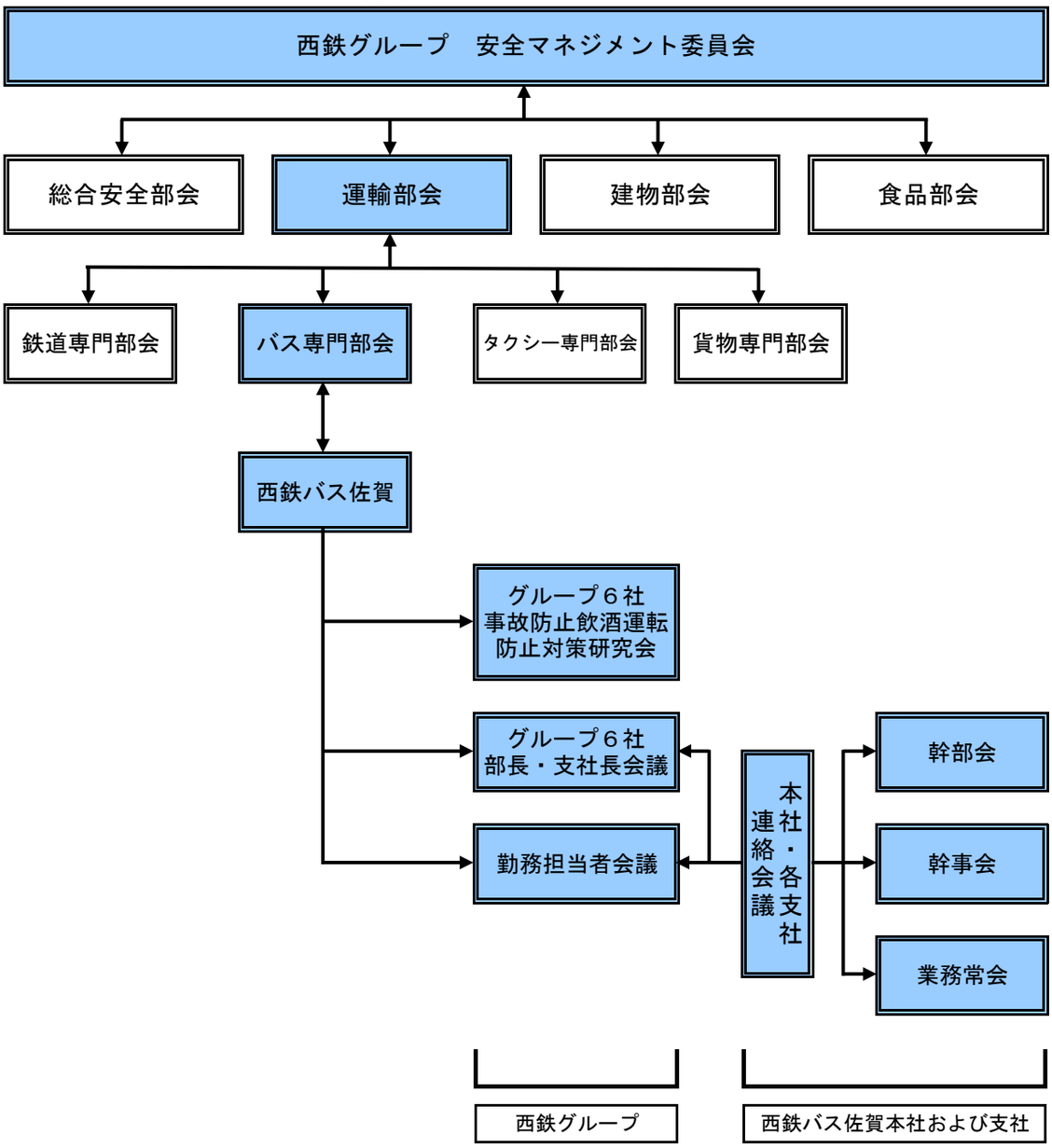

8-2　組織体制および指揮命令系統図

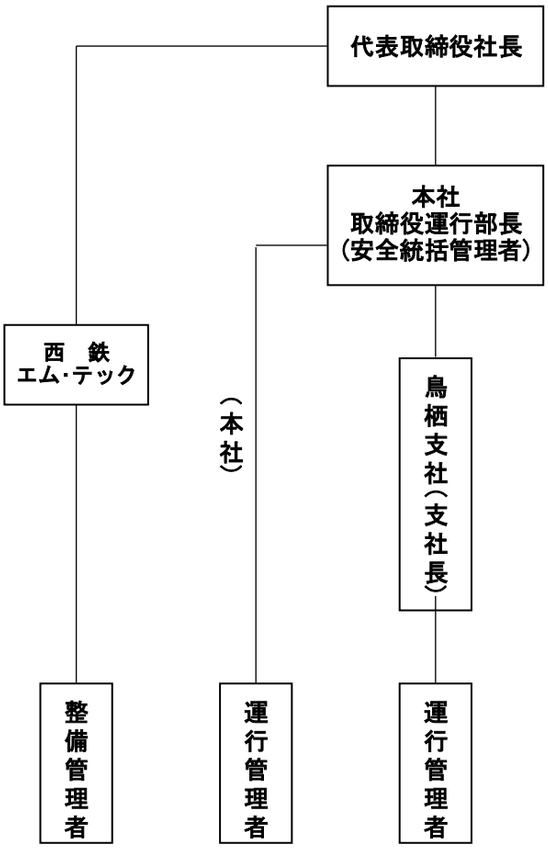

9. 安全統括管理者

取締役　運行部長　　山﨑　尚

10. 安全管理規程

第1章　総則

（目的等）

第1条　この安全管理規程（以下「本規定」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）第22条の2第2項の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき運営の方針、事業の実施及び管理の体制、方法を定めることにより、安全管理体制を確立し、輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

2　輸送の安全の確保については本規定のほか、関係法令及び関連規定に定める。

第2章　輸送の安全確保に関する基本的な方針等

（輸送の安全に関する基本的な方針等）

第2条　社長及び自動車担当役員（以下「社長等」という。）は、輸送の安全の確保が最も重要であることを深く認識し、事業活動を行える体制の整備に努めるとともに、安全に関する基本方針を次のとおり定める。

「西鉄グループ　安全に関する基本方針」

私たちは、西鉄グループ企業理念において「安全の確保」を第一の使命としています。

私たち一人ひとりが自らの責任と役割を自覚し、お客様からの信頼に応え、社会的責任を果たしてまいります。

（1）　安全を何より最優先する組織・風土の構築

（2）　安全マネジメント体制の確立と継続的改善

（3）　安全を支える従業員の能力向上と健康の確保

（4）　お客様の安全を第一に考えた商品・サービスの提供

（5）　お客様との安全に関するコミュニケーションの推進

（6）　基本方針に基づく施策の確実な実施と法令の遵守

以上の方針に基づき、「安全の確保」に向けた不断の努力を重ねてまいります。

2　輸送の安全に関する基本方針に基づき以下の各号の内容を含む重点施策を作成するものとし、必要に応じて見直すものとする。

（1）　輸送の安全確保が最も重要であることを認識し、関係法令、各種基準及び本規定に定められた事項をよく理解するとともにこれを遵守する。

（2）　輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行う。

（3）　輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じる。

（4）　輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共用する。

（5）　輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施する。

3　輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全従業員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

4　管理の受委託に係る輸送の安全に関する方針については第1項に掲げる方針に基づくとともに、具体的方針を下記のとおり定める。

（1）　運行状況等について連絡を緊密かつ正確に行うための連絡体制を確立し、受託側、委託側とも常に状況把握に努め、受託側は業務を適切に遂行できるよう努める。

（2）　委託側は輸送の安全を確保するため、受託側の社員に対して必要な教育又は研修を行うこととする。

（3）　受託側、委託側とも輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し必要な改善を行う。

（4）　受託側、委託側とも輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、必要な情報を伝達共有するよう努める。

第3章　輸送の安全確保に関する管理の体制

（社長等の責務）

第3条　社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

2　社長等は、輸送の安全を確保するための管理の体制を整備するとともに、その方法を定める。

3　社長等は、旅客自動車運送業の遂行に際し、安全重点施策の策定を行うにあたり、安全統括管理者、運行管理者その他必要な管理者・責任者に対し、安全が確保できるか、実現できるかの検証を行わせる。

4　社長等は、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況を把握するとともに、必要な改善を行う。

5　社長は、安全統括管理者のその職務を行ううえでの意見を尊重する。

（組織）

第4条　次に揚げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を的確に行う。

(1)安全統括管理者

(2)運行管理者

(3)整備管理者

(4)その他必要な責任者整備管理者

2　前項の各管理者・責任者の選任・解任については、これを従業員に周知することにより、輸送の安全の確保に関する責任体制を明確にする。

3　各管理者・責任者は運行状況等について、必要な部署との連絡を緊密かつ正確に行い、常に状況把握に努めるとともに、業務を適切に遂行できるように努める。

4　各管理者・責任者が病気・事故等によりその職務を遂行できないか、又は不在の場合は、当該管理者の役職の次席に相当する者が臨時にその職務を代行する。

（安全統括管理者の選任及び解任）

第5条　安全統括管理者は、旅客自動車運送業運輸規則（以下「運輸規則」という。）第47条の5で定める要件を満たす者のうち、安全に関して十分な知識及び経験を有する者の中から選任する。

2　安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。

(1)　人事異動等により安全統括管理者の要件を満足しなくなったとき。

(2)　国土交通大臣の解任命令が出されたとき。

(3)　身体の故障その他やむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。

(4)　関係法令等に違反する等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

（安全統括管理者の責務）

第6条　安全統括管理者は、輸送の安全の確保に関し、次に揚げる責務を有する。

(1)　従業員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であることの認識を徹底する。

(2)　実施及び管理の体制を確立、維持する。

(3)　方針、重点施策、目標及び計画を実施する。

(4)　報告体制を構築し、従業員に対し周知を図る。

(5)　輸送の安全の確保の状況について、定期的かつ必要に応じて内部監査を行い、社長に報告する。

(6)　社長に対し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じる。

(7)　運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理する。

(8)　整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理する。

(9)　従業員に対し必要な教育又は研修を行う。

(10)　その他統括管理を行う。

第4章　輸送の安全確保に関する管理の方法

（重点施策の実施）

第7条　輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、目標を達成すべく計画に従い、重点施策を確実に実施する

（事故防止対策の検討及び情報の共有）

第8条　安全統括管理者は安全性を損なうような事態を発見した場合は、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係各所に連絡するとともに、事故防止対策の検討を行うものとする。

2　社長等と各部署との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に伝達され、共有されるように努める。各部門の従業員は、輸送の安全確保に関し、相互の必要な情報を伝達共有しなければならない。

（事故、災害等に関する報告及び対応）

第9条　事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制を確立し、報告事項が安全統括管理者、社長又は必要な部署に的確かつ速やかに伝達されるように努める。

2　従業員は、事故・災害等に対する責任者、対応方法その他必要な事項を理解し、事故・災害等が発生した場合は、必要な対応をとらなければならない。

3　安全統括管理者は、報告連絡体制が十分に機能し、事故・災害等が発生した場合の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。

4　自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）に定められた事故・災害等が発生した場合は、報告規則に基づき国土交通大臣へ必要な報告書又は届出を行う。

（教育及び研修）

第10条　安全統括管理者は、輸送の安全に関する管理体制の維持及び改善に必要な教育、研修に関する計画を定め実施する。

（内部監査）

第11条　安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、輸送の安全に関する実施状況等を点検すため、内部監査を実施する。また、重大事故が発生した場合など必要と認められる時は、緊急に内部監査を行うものとする。

2　安全統括管理者は、内部監査終了後、その結果（改善すべき事項が認められた場合はその内容も）を速やかに社長に報告するとともに、必要に応じ安全の確保のために、必要な方策を検討し、緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

（情報の公開）

第12条　安全の輸送に関する施策、事故・災害等に関する情報、重大事故情報その他輸送の安全に関する情報については、毎年度これをとりまとめ「安全報告書」として外部に対して公表する。

2　運輸規則47条の7に基づき、輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

（記録の管理等）

第13条　輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故・災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、社長等に報告した是正措置又は予防措置を記録し保存する。保存する書類、保存期間については別に定めるものとする。

（規定の見直し）

第14条　本規定は、関係法令の改正及び業務の実態に応じ、適時適切に見直しを行う。

附　　則

この規定は、2006年10月1日から実施する。

2008年6月20日、一部改正

11. 一般貸切旅客自動車運送事業内容について

一般貸切旅客自動車運送事業に関する情報について

（2025年3月31日現在）

主たる事務所住所　佐賀市駅前中央三丁目3番10号

事業所名　西鉄バス佐賀株式会社

代表者氏名・役職　代表取締役社長　江口　正男

○　保有車両に関する情報

	車両数（両）	年式（年）		搭載車両導入台数			主な運行の態様
		最古	最新	ドライブレコーダー	デジタル式運行記録計	ASV	
大型	11	2004	2019	11	11	6	観光輸送（昼間）
中型	2	2004	2017	2	2		
小型	2	2007	2007	2	2		観光輸送（昼間）
任意保険等の加入状況（補償額）		対人保険	無制限	対物保険	無制限		

○　人員体制に関する情報

	正規雇用	正規雇用以外	合計		
運転者	49	0	49		
	社会保険等加入者	健康保険	厚生年金	労災保険	雇用保険
		49	49	49	49
運行管理者	12				
整備管理者	3				